

## 令和 7 年度 教育に関する事務の点検・評価の実施について

### 1 点検・評価の実施について

#### (1) 概 要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について、毎年度点検及び評価する。

「豊島区教育ビジョン」の推進にあたって、課題となっている事項に関連する具体的な取組みについて点検及び評価を行い、その結果を今後の計画推進のために活用する。

#### (2) 点検・評価委員会設置の目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

※参考資料「教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱」参照。

### 2 今年度の点検・評価対象について

#### (1) 点検・評価対象事業

「教育ビジョンの進行管理を行う」という観点から、各基本方針にかかる具体的な事業・取組みの中から選定するほか、今日的な事業・取組みについても点検・評価を行う。

| 点検・評価対象            |
|--------------------|
| 1. 安全・安心事業         |
| 2. コミュニティ・スクール事業   |
| 3. 「確かな学力」育成事業     |
| 4. 日本語指導事業         |
| 5. 学校施設環境改善交付金対象事業 |

#### (2) 評価基準について

##### ① 評価の視点

各事業の評価は、以下の視点より行う。

ア 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。

- ・適正な経費で、最大の効果を挙げることができたか
- ・効率的な手法・手段となっていたか
- ・計画に即して円滑に事業を執行できたか

イ 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。

- ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
- ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか
- ・対象とする範囲は適正であったか

ウ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。

- ・目標とする効果・成果をあげることができたか
- ・児童生徒の教育上、真に有効な取組みであったか
- ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取組みであったか

## ② 評価の方法

各事業の評価は、「効率性」と「有効性」について、以下の３段階で行う。

| 評価   | 効率性                 | 有効性                                 |
|------|---------------------|-------------------------------------|
| A：高い | 実施手法は適切で、見直しの必要はない。 | 区民教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている。 |
| B：適正 | 実施手法は概ね適切である。       | 一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている。   |
| C：低い | 見直しが必要である。          | 区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である。  |

## (3) 今後のスケジュール

|     | 日 時                                         | 内 容                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和7年11月21日（金）<br>18:30～20:30<br>（場所：教育委員会室） | ・ 昨年度点検・評価対象事業の評価後の取組み状況報告<br>1. 「子どもスキップの運営」（放課後対策課）<br>2. 「不登校対策の強化」（教育センター）<br>3. 「いじめ防止対策推進事業」（指導課）<br>4. 「学校施設環境改善交付金対象事業」（学校施設課）<br>5. 「小・中学校移動教室」（学務課）<br>・ 令和7年度点検・評価対象事業について |
| 第2回 | 令和7年12月8日（月）<br>18:00～20:00<br>（場所：教育委員会室）  | ・ 対象事業の説明、質疑、審議、点検評価<br>①「安全・安心事業」（学務課・指導課・学校施設課）<br>②「コミュニティ・スクール事業」（学校支援担当課）                                                                                                        |
| 第3回 | 令和7年12月25日（木）<br>10:00～12:00<br>（場所：教育委員会室） | ・ 対象事業の説明、質疑、審議、点検評価<br>③「「確かな学力」育成事業」（指導課）<br>④「日本語指導事業」（教育センター）                                                                                                                     |
| 第4回 | 令和8年1月20日（火）<br>10:00～12:00<br>※富士見台小学校を予定  | ・ 対象事業の説明、質疑、審議、点検評価<br>⑤「学校施設環境改善交付金対象事業」（学校施設課）<br>※施設見学を実施する予定                                                                                                                     |
| 第5回 | 令和8年2月4日（水）<br>18:00～20:00<br>（場所：教育委員会室）   | ・ 点検・評価報告書確認、今年度のまとめ                                                                                                                                                                  |

## (4) 教育委員会への結果報告

令和8年2月に実施される教育委員会にて報告する。

## (5) 公表及び議会報告

ホームページに掲載し区民への周知を図るとともに、令和8年第1回定例会「子ども文教委員会」にて評価結果を報告する。

【参考】 昨年度の点検・評価対象

| 点検・評価対象         |
|-----------------|
| 子どもスキップの運営      |
| 不登校対策の強化        |
| いじめ防止対策の推進      |
| 移動教室の充実         |
| 学校施設環境改善交付金対象事業 |

## 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

〔平成20年6月10日  
教 育 長 決 定〕  
改正 平成22年6月23日  
改正 平成27年4月 1日

### （設置）

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- （2）その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験者 1人
- （2）学校経営経験者 1人
- （3）区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### （会議の公開）

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この

限りでない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 令和7年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

|               |  |     |  |  |
|---------------|--|-----|--|--|
| 事業名           |  | 担当課 |  |  |
| 豊島区教育ビジョン2025 |  |     |  |  |

## 1. 事業概要

|         |  |        |  |
|---------|--|--------|--|
| 根拠法令    |  | 事業開始年度 |  |
| 事業の目的   |  |        |  |
| 事業の対象   |  |        |  |
| 事業内容    |  |        |  |
| 外部委託の有無 |  |        |  |

## 2. 事業実績

|         |   |    |            |    |             |             |             |             |             |
|---------|---|----|------------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 令和6年度実績 |   |    |            |    |             |             |             |             |             |
|         |   |    |            |    |             |             |             |             |             |
| 活動指標    |   | 指標 | 目指す<br>方向性 | 単位 | 4年度<br>(実績) | 5年度<br>(実績) | 6年度<br>(計画) | 6年度<br>(実績) | 7年度<br>(計画) |
|         | ① |    |            |    |             |             |             |             |             |
|         | ② |    |            |    |             |             |             |             |             |
|         | ③ |    |            |    |             |             |             |             |             |
| 成果指標    |   | 指標 | 目指す<br>方向性 | 単位 | 4年度<br>(実績) | 5年度<br>(実績) | 6年度<br>(計画) | 6年度<br>(実績) | 7年度<br>(計画) |
|         | ① |    |            |    |             |             |             |             |             |
|         | ② |    |            |    |             |             |             |             |             |
|         | ③ |    |            |    |             |             |             |             |             |
| 成果      |   |    |            |    |             |             |             |             |             |

| 3. 事業費推移         |         |  |       |    |     |         |    |     |         |               |   |
|------------------|---------|--|-------|----|-----|---------|----|-----|---------|---------------|---|
| 単位<br>金額の項目:千円   |         |  | 5年度   |    |     | 6年度     |    |     | 7年度     |               |   |
|                  |         |  | 予算    | 決算 | 執行率 | 予算      | 決算 | 執行率 | 予算      | 増減<br>(R6決算比) |   |
| 事業費              |         |  | A     |    |     | #DIV/0! |    |     | #DIV/0! |               |   |
| 財<br>源<br>内<br>訳 | 国、都支出金  |  | B     |    |     |         |    |     |         |               |   |
|                  | 使用料・手数料 |  |       |    |     |         |    |     |         |               |   |
|                  | 地方債・その他 |  |       |    |     |         |    |     |         |               |   |
|                  | 一般財源    |  | C=A-B | 0  | 0   | 0       | 0  | 0   | 0       | 0             | 0 |

| 4. 課題及び今後の方向性 |  |
|---------------|--|
| 課 題           |  |
| 課題への対応方針      |  |
| 次年度以降の方向性     |  |